

卸売市場法施行細則

令和元年十二月二十日 規則第二十五号
改正 令和二年六月十九日 規則第六十二号
改正 令和四年三月十五日 規則第九号

(認定申請書の様式)

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）
第十三条第二項に規定する申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第二条 知事は、法第十三条第五項の規定により認定をしたときは、開設者
に対し、様式第二号の地方卸売市場認定証を交付するものとする。
2 開設者は、認定証を著しく汚損し、若しくはき損し、又は紛失したとき
は、知事に対し、様式第三号の地方卸売市場認定証再交付申請書により認
定書の再交付を申請することができる。

(事業報告書の様式)

第三条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書の様式は、
様式第四号のとおりとする。

(軽微な変更の届出)

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定によ
る届出は、当該変更の日の三十日後までに、様式第五号の認定事項の軽微
な変更に係る届出書により行わなければならない。

(運営状況の報告)

第五条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定に
よる報告は、様式第六号の運営状況報告書により行わなければならない。

(書類の経由)

第六条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該卸売市場
の所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

附 則（令和二年六月十九日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月十五日規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第4号及び様式第6号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は運営状況報告書については、なお従前の例によることができる。